この資料は業務の参考のための仮訳です。 利用者が当情報を用いて行う行為については、 利用者の責任でお願いいたします。

横浜植物防疫所

植物検疫措置に関する国際基準

ISPM 22

有害動植物低密度発生地域の設定のための要件

2005 年採択; 2016 年出版

FAO は、本書の内容の使用、複製及び配布を奨励する。FAO を情報源及び著作権者として示し、かつ FAO が使用者の見解、製品又はサービスの内容を支持するかのような表現を避ける限りにおいて、私的な調査、研究、教育、非商業的な製品又はサービスでの使用を目的とするのであれば、内容の複写、ダウンロード及び印刷を行ってもよい。

この ISPM を複製する場合には、この ISPM の最新採択版が www.ippc.int でダウンロードできることを付記すること

翻訳、翻案権、転売その他の商業利用権に係る全ての問合せは www.fao.org/contact-us/licence-request を通じて行うか、copyright@fao.org に連絡すること。

FAO の様々な文献は、FAO ウェブサイト(www.fao.org/publications)で入手が可能であり、また publications-sales@fao.org を通じて購入できる。

本書において使用している名称及び資料の表現は、いかなる国、領土、都市又は地域、若しくはその関係当局の法的又は開発上の地位に関する、又はその国境若しくは境界の決定に関する、国際連合食糧農業機関(FAO)のいかなる見解の表明を意味するものではない。特定の企業又は製品についての言及は、特許の有無にかかわらず言及のない類似の他者よりも優先して FAO に是正又は推奨されたものではない。本書中で表された著者の見解は、必ずしも FAO の見解又は方針と一致するものではない。

出版の過程

基準の公式な部分ではない

1997 年 9 月 TC-RPPOs がトピック 有害動植物低密度を追加した(1997-002)。

1998 年 5 月 CEPM でトピックを記載した。

1998 年 11 月 ICPM-1 でトピック 有害動植物低密度を追加した。

2001 年 4 月 ICPM-3 で優先度の高いトピックに言及した。

2003 年 6 月 SC が仕様書 12 有害動植物低密度を承認した。

2003 年 12 月 EWG が草案を作成した。

2004年4月 SC が草案を修正し、MC に向け承認した。

2004 年 6 月 MC のために草案を送付した。

2004年 11月 採択のために、草案を改正した。

2005 年 4 月 ICPM-7 で基準を採択した。

ISPM 22. 2005. 有害動植物低密度発生地域の設定のための要件 FAO IPPC ローマ

2010 年 7 月 IPPC 事務局は CPM-5(2010)で言及されたインク修正を適用した。

2015年3月 CPM-10で「植物検疫上のステータス」に関するインク修正をした。

2015 年 6 月 IPPC 事務局は、インク修正を組み込み、CPM-10(2015)に基づく基準手続きの廃止に従って基準を再フォーマットした。

出版の過程の最後の修正:2015年12月

目次

採択

序論

範囲

参照

定義

要件の概要

背景

1. 一般的考慮事項

- 1.1 有害動植物低密度発生地域の概念
- 1.2 有害動植物低密度発生地域の使用における利点
- 1.3 有害動植物低密度発生地域と有害動植物無発生地域の区別

要件

2. 一般要件

- 2.1 有害動植物低密度発生地域の決定
- 2.2 作業計画

3. 特定要件

- 3.1 有害動植物低密度発生地域の設定
- 3.1.1 特定の有害動植物水準の決定
- 3.1.2 地理的説明
- 3.1.3 文書化及び確認
- 3.1.4 植物検疫上の手続き
- 3.1.4.1 サーベイランス活動
- 3.1.4.2 有害動植物発生水準の低減と低発生の維持
- 3.1.4.3 特定有害動植物の侵入リスクの低減
- 3.1.4.4 是正措置計画
- 3.1.5 有害動植物低密度発生地域の確認
- 3.2 有害動植物低密度発生地域の維持
- 3.3 有害動植物低密度発生地域のステータスの変更
- 3.4 有害動植物低密度発生地域のステータスの停止と回復

採択

この基準は、2005年4月の第7回植物検疫措置に関する暫定委員会において採択された。

序論

節囲

本基準は、ある地域の規制有害動植物、及び、輸出促進を目的とする場合は輸入国のみで規制されている有害動植物に係る有害動植物低密度発生地域(ALPP)の設定のための要件と手続きを説明するものである。これには、ALPP の特定、確認、維持及び使用が含まれる。

参照

この基準は、その他の植物検疫措置に関する国際基準(ISPM)を参照している。 ISPM は IPP(https://www.ippc.int/core-activities/standards-setting/ispms)で入手できる。

IPPC. 1997. International Plant Protection Convention. Rome, IPPC, FAO.

WTO. 1994. Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures. Geneva, World Trade Organization.

定義

現在基準に使用されている植物検疫用語の定義は ISPM 5(植物検疫用語集)にて確認可能である。

要件の概要

有害動植物低密度発生地域(以下、ALPP)の設定は、ある地域における有害動植物の個体群を特定の水準以下に維持し、又は減少させるために使用される一つの有害動植物管理オプションである。ALPPは、その地域の輸出を促進し、又は有害動植物の影響を抑えるために利用することができる。

特定の有害動植物低発生水準の決定に際しては、この水準を満たすため、又は維持するための計画策定の全体の運営面及び経済面での実行可能性、ならびに ALPP を設定する目的を考慮すべきである。

ALPP の決定に際して、国家植物防疫機関(NPPO)は、関係する地域について説明すべきである。ALPP は、規制有害動植物に関して設定・維持される場合もあれば、輸入国によってのみ規制される有害動植物に関して設定・維持される場合もある。

関連する有害動植物のサーベイランスは、適切なプロトコル(ISPM 6 (サーベイランス))に 従って行われるべきである。ALPP の設定及び維持のために追加的植物検疫手続が必要にな る場合もある。

ALPP の設定後は、その設定のために用いられた措置の継続と必要書類及び確認手続により、ALPP は維持されるべきである。ほとんどの場合、要求された植物検疫手続を定める公的な運用計画が必要とされる。ALPP のステータスに変更が生じた場合には、是正措置計画を開始すべきである。

ISPM 22-4 国際植物検疫条約

背景

1. 一般的考慮事項

1.1 有害動植物低密度発生地域の概念

有害動植物低密度発生地域の概念は、IPPC及び世界貿易機関の衛生植物検疫措置に関する協定(WTO-SPS協定)において言及されている。

IPPC は、ALPP を「いずれかの地域(一の国の領域の全部若しくは一部であるか又は二以上の国の領域の全部若しくは一部であるかを問わない。)であって、特定の有害動植物が低い水準で発生し、かつ、効果的な監視、防除又は撲滅の措置が適用されていることを権限のある当局が確認しているものをいう。」(第2条)と定義している。さらに第4条2(e)では、危険にさらされている地域の保護し、並びに有害動植物無発生地域(PFA)及びALPPを指定し、維持及びサーベイランスすることはNPPOの責任であると規定している。

WTO-SPS 協定の第 6 条の表題は「有害動植物又は病害の無発生地域及び低発生地域を含む地域的状況への適応」とされている。また同条項は、締約国の ALPP に関する責任についてさらに詳しく説明している。

1.2 有害動植物低密度発生地域の使用における利点

ALPP の使用における利点には以下のものが含まれる。

- 特定の有害動植物水準を超えない場合、ポストハーベスト処理が不要になる。
- 一部の有害動植物では、有害動植物個体群の低密度に基づく生物的防除法を使用すれば、農薬の使用を減らすことができる。
- それまで除外されていた地域からの生産物の市場アクセスが促進される。
- 以下からの物品の移動を含む制限的移動管理が緩和される
 - ・ 物品に有害動植物が付着していない場合、ALPPから PFA への移動又は PFA を通過 する移動
 - ・ 物品の病害虫リスクが同等の場合、ある ALPP から別の ALPP への、又は別の ALPP を通過する移動

1.3 有害動植物低密度発生地域と有害動植物無発生地域の区別

ALPP と PFA との主な違いは、ALPP では特定の個体数水準未満の有害動植物の存在が許容されているのに対し、PFA では有害動植物が存在しないということである。ある地域に有害動植物が存在する場合、有害動植物管理オプションとして、ALPP を設定するか、又は PFA の設定を試みるかの選択は、その有害動植物の特徴、当該地域におけるその分布と分布の決定要因、その計画の全体的な運営面及び経済面での実行可能性、ならびに特定の ALPP 又は PFA を設定することの目的によって決まる。

要件

- 2. 一般要件
- 2.1 有害動植物低密度発生地域の決定

ALPP の設定は、ある地域において有害動植物の個体群を特定の水準以下に低減、又は維持するために用いる有害動植物管理オプションの一つである。ALPP は、有害動植物の存在する地域からの物品の移動、例えば、国内の移動又は輸出を促進するために使用することができ、また ALPP は、その地域における有害動植物の影響を緩和、又は制限することができる。ALPP は、広範囲の環境条件及び寄主に係る有害動植物について設定することができ、また当該有害動植物の生態及び地域の特徴を考慮に入れるべきである。ALPP はさまざまな目的のために設定できるため、ALPP の規模と種類はその目的によって決まる。

この基準に従って NPPO が ALPP を設定できる地域の例は以下の通りである。

- 輸出用生産物の生産地域
- 根絶又は抑制計画下にある地域
- PFA を保護する緩衝地帯の役割を果たす地域
- PFA 内でそのステータスを失い、是正措置計画下にある地域
- 規制非検疫有害動植物に係る公的防除の一部として(ISPM 16(規制非検疫有害動植物: 概念と適用) 参照)
- 国内の感染地域内にあり、そこから国内の別の ALPP に生産物を移動する予定の生産 地域

ALPP を設定し、寄主資材を輸出しようとする場合、それらは追加的植物検疫措置の対象となることがある。このように、ALPP はシステムズアプローチの一部となる。システムズアプローチは、ISPM 14(病害虫リスク管理のためのシステムズアプローチ)において詳述されている。そのようなシステムは、病害虫リスクを輸入国が容認できる水準まで低減する上で非常に有効であり、一部のケースでは、病害虫リスクを PFA 原産の寄主資材の病害虫リスクまで低減させることができる。

2.2 作業計画

ほとんどの場合、国が適用する必要な植物検疫措置を特定する公的作業計画が必要となる。 ALPP を他国との貿易の促進のために使用することを予定する場合、この作業計画は、輸出 入両国の NPPO 間の二国間協定の一部としての特定のワークプランの形式をとる場合もあ れば、輸入国の一般要件となる場合もあり、後者の場合は要求に応じて輸入国に作業計画 を提供すべきである。輸出国は、植物検疫輸入要件に適合していることを確認するため、こ のプロセスの早期の段階で輸入国と協議することが望ましい。

3. 特定要件

3.1 ALPP の設定

有害動植物低密度発生地域は、自然に発生する場合、又は有害動植物の防除のための植物 検疫措置の策定及び適用により設定することもできる。

3.1.1 特定の有害動植物水準の決定

関連有害動植物の特定水準は、その ALPP の存在する国の NPPO が設定すべきであり、その際には、サーベイランスデータとプロトコルにより有害動植物発生がその特定水準以下であると判定できるほど十分正確に ALPP を設定すべきである。特定の有害動植物水準は

ISPM 22-6 国際植物検疫条約

PRA を通じて設定することができる。これは、例えば、ISPM 11 (検疫有害動植物のための病害虫リスクアナリシス)及び ISPM 21 (規制非検疫有害動植物のための病害虫リスクアナリシス) において説明されている。ALPP が輸出促進のためであるならば、輸入国と共同で特定水準の設定を行うべきである。

3.1.2 地理的説明

NPPO は、当該地域の境界を示す地図で ALPP を説明すべきである。適当な場合、この説明には、生産地、商業生産地域に近接する寄主植物、並びに当該地域を隔離する自然障壁及び/又は緩衝地帯を含めることができる。

自然障壁及び緩衝地帯の規模と構造が有害動植物の排除又は管理にどのように貢献しているか、又はそれらがなぜ有害動植物にとって障壁になっているかを示すことに有用となる場合がある。

3.1.3 文書化及び確認

NPPO は、すべての手続きが実施されたことを確認し、文書化すべきである。このプロセスの要素として以下を含めるべきである。

- 一 従うべき手続きの文書化(例:手続きのマニュアル)
- 実施された手続きとこれらの手続きの記録
- 手続きの監査
- 是正措置計画の策定と実施

3.1.4 植物検疫上の手続き

3.1.4.1 サーベイランス活動

当該地域の関連有害動植物、及び適当な場合、その緩衝地帯のステータスは、適切な期間に、特定水準の特定有害動植物を適切な信頼度で発見しうる感度でのサーベイランス(ISPM 6 (サーベイランス)参照)により決定されるべきである。サーベイランスは、特定の有害動植物に関するプロトコルに従って実施すべきである。このプロトコルには、特定の有害動植物水準が維持されているか否かを測定する方法、例えば、トラップの種類、ヘクタールあたりのトラップ数、一日あたり又は一週間あたりの許容可能な有害動植物個体数、試験又は検査すべきへクタールあたりサンプル数、検定又は検査すべき植物の部分等を含めるべきである。

提案されている ALPP のどの地域でも、またその ALPP に関連するどの緩衝地帯でも、特定の有害動植物の個体数が特定水準を超えていないことを立証するためにサーベイランスデータを収集し、文書化すべきであり、またそのデータには、必要に応じて、栽培又は非栽培寄主、又は特にその有害動植物が植物の場合は、生育地の調査を含めるべきである。サーベイランスデータは、特定の有害動植物のライフサイクルに関連するべきであり、また当該有害動植物の個体数水準を検出し、特徴付けるために、統計的に検証されるべきである。

ALPP を設定する際には、特定有害動植物の発見の技術報告書及びサーベイランス活動の結果を、当該有害動植物の生態、繁殖能力、寄主範囲に応じて、十分な年数にわたり記録し、維持すべきである。しかしながら、この情報を補足するために、ALPP の設定に先立ち、で

きるだけ多くの年数分のデータを整えておくべきである。

3.1.4.2 有害動植物水準の低減と低発生の維持

提案された ALPP では、栽培寄主、非栽培寄主、又は特に当該有害動植物が植物の場合は生息地における有害動植物発生水準を満たすために、植物検疫措置を文書化し、適用すべきである。植物検疫措置は特定有害動植物の生態と行動に関連させるべきである。特定の有害動植物水準を満たすために使用される手続きの例としては、代替寄主及び/又は交代寄主の除去、農薬の施用、生物的防除資材の使用、害虫捕獲のための高密度トラッピング技術の使用が挙げられる。

ALPP を設定する際には、特定の有害動植物の生態、繁殖能力、及び寄主の範囲に応じて、管理活動を十分な年数の間記録すべきである。しかしながら、この情報を補足するために、ALPP の設定に先立ち、できるだけ多くの年数分のデータを整えておくべきである。

3.1.4.3 特定有害動植物の侵入リスクの低減

規制有害動植物に関して ALPP を設定する場合、特定の有害動植物がその ALPP に侵入するリスクを低減させるために植物検疫措置が必要になる場合がある (ISPM 20 (植物検疫輸入規制制度に関する指針))。これには以下のものが含まれることがある。

- ALPP の維持のために管理を必要とする経路及び物品の規制。ALPP への出入り経路をすべて確認すべきである。これには、搬入地点の指定、及び当該地域への搬入前又は搬入時点での文書化、処理、検査又はサンプリングの要件が含まれうる。
- 特定の有害動植物の捕獲された標本の識別及びサンプリング記録の維持を含む文書及び荷口検査の確認。
- 要求される処理の適用と効果の確認
- その他の植物検疫手続きの文書化

ALPP は、国内で規制されている有害動植物に関して設定される場合もあれば、輸出を促進するために、輸入国で規制されている有害動植物に関して設定される場合もある。当該地域の規制有害動植物でない有害動植物に関して ALPP が設定される場合、侵入リスクを低減させる措置も適用されうる。しかしながら、そのような措置は、当該国に輸入される植物及び植物生産物の貿易を制限すべきではなく、又は輸入品と国産品を差別すべきではない。

3.1.4.4 是正措置計画

NPPO は、ALPP 又は、適当な場合は緩衝地帯において、特定の有害動植物が水準を超えた場合に実行すべき文書化した計画を用意しておくべきである(セクション 3.3 では ALPP のステータスが変化するその他の状況について説明している)。この計画には、特定の有害動植物水準を超えた地域を確定するための境界設定調査、物品のサンプリング、農薬の施用及び/又はその他の抑制活動を含めることができる。また是正措置はすべての経路に適用すべきである。

3.1.5 有害動植物低密度発生地域の確認

ALPP を設定しようとする国の NPPO は、ALPP の要件を満たすために必要な措置が講じら

ISPM 22-8 国際植物検疫条約

れていることを確認すべきである。これには、セクション 3.1.3 で説明されている文書化及 び確認手続きのあらゆる面が実施されていることの検証が含まれる。当該地域が輸出目的 に使用される場合、輸入国の NPPO は遵守についても確認した方がよいだろう。

3.2 有害動植物低密度発生地域の維持

ALPP の設定後、NPPO は、設定された文書化及び確認手続きを維持すべきであり、植物検疫措置及び移動管理の遵守と記録の維持を継続すべきである。記録は、少なくとも二年間、又は同計画を支持するために必要である限り、保存すべきである。ALPP を輸出目的に使用する場合は、輸入国から要請があれば、記録を提供すべきである。さらに設定された手続きは、少なくとも年一回、定期的に監査を受けるべきである。

3.3 有害動植物低密度発生地域のステータスの変更

ALPP のステータスの変更に至る主な原因は、ALPP 内において特定の有害動植物水準を超える特定有害動植物が検出されることである。

ALPP のステータスの変更の原因となり、措置を講じる必要が生じるその他の例は以下の通りである。

- 規制手続きの度重なる失敗
- ALPP の完全性を危うくする不完全な文書化

ステータスの変更により、この基準のセクション 3.1.4.4 で指定された是正措置計画を実施すべきである。ALPP 内で特定の有害動植物水準を超えたことが確認された後はできる限りすみやかに是正措置を開始すべきである。

是正措置の結果に応じて、ALPP は以下になりうる:

- (特定の有害動植物水準を超える特定有害動植物が検出された場合に講じられる是正措置計画の一環として)講じられた植物検疫行動が成功した場合、継続される(ステータスは失われない)
- 規制行動の失敗又はその他の不備が是正された場合、継続される
- 特定し隔離できる限られた地域において特定の有害動植物水準を超えた場合、特定の 地域を除外するように再設定される。
- 停止される

ALPP が輸出目的に使用される場合、輸入国は、そのような状況とそれに関連する活動を報告するよう要求することができる。ISPM 17 (*病害虫の報告*)には、追加的指針が示されている。さらに輸入国と輸出国の間で是正措置計画について合意することもできる。

3.4 有害動植物低密度発生地域のステータスの停止と回復

ALPP が停止された場合、失敗の原因を特定するために調査を開始すべきである。失敗の再発を防ぐために、是正措置と、必要であれば追加的保護措置を実施すべきである。当該有害動植物の個体群が適切な期間にわたり指定有害動植物水準を下回っていること、又はその他の不備な点が是正されたことが立証されるまで、ALPP の停止は継続される。ALPP の最初の設定の場合と同様、ALPP の回復の場合も、特定の有害動植物水準を下回る最低期間は、その特定有害動植物の生態によって決まる。失敗の原因が是正され、システムの完全性が

確認されたならば、ALPP を回復することができる。

ISPM 22-10 国際植物検疫条約